

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28年－5 (28.2.5)	商工労働	<p><b>最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情の趣旨</b></p> <p>アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っている。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという“貧困の連鎖”も社会問題化している。</p> <p>現在の最低賃金は、最も高い東京で時給907円、本県では最も低い693円である。毎日フルタイムで働いても月10万～13万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできない。しかも、時間額で214円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっている。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。</p> <p>安倍首相は、昨年11月の経済財政諮問会議で「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認めた。しかし年3%では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使合意を先延ばしすることになる。</p> <p>中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。さらに公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を</p>	鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁

含んだ単価を実現させることが大切である。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に海外でもあまり例のない「支払能力」が併記されている。大企業の経済活動に大きく左右される、「雇用人1人あたりの雇用者報酬」「1就業者あたり年間販売額」「1就業者あたり年間事業収入額」などが地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較している。それらが「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえ、地域間の賃金格差を固定・拡大することで、地域経済の疲弊の進行を黙認している。

憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としている。そして最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしている。

#### ▶陳情の趣旨

最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、国に対して次の内容の意見書を提出するよう陳情する。

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。